



## 2019年消費税法改正 軽減税率について

2019年10月1日（適用開始日）以後に行われる資産の譲渡等および課税仕入れ等に適用される消費税率は次のとおりとなります。

- ① 標準税率…10%（国税 7.8%、地方税 2.2%）
- ② 軽減税率… 8%（国税6.24%、地方税1.76%）

消費税の税率の引き上げに伴う論点は様々なものがありますが、今回は消費税の軽減税率、および、これに伴い大きく変わる諸制度について、検討しました。

### ■ 軽減税率の対象となるもの

軽減税率の対象となる資産は次のとおりです。

#### 1. 外食・酒類を除く飲食料品

飲食料品とは食品表示法に規定する酒類以外の食品で、人の飲食の用に供されるものをいいます。

（飲食料品の範囲）

- 工業用として販売される塩など人の飲食用以外の用途で販売されるものは該当しません。
- 医薬品や医薬部外品等は該当しません。
- 食品衛生法に規定する「添加物」は該当します。
- 「一体資産（食玩など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その資産全体の価格のみが提示されているもの）」で税抜価額1万円以下、かつ食品部分の価額の割合が全体の2/3以上の資産はその全体が軽減税率の対象となります。
- 飲食料品の販売時に通常必要とされる包装材料や容器の価額も軽減税率の適用対象となります。（別途代金を定めている贈答用の包装材料等は対象外です。）

（外食の範囲）

外食とは、飲食店営業等の事業を営む者が、飲食用設備で行う食事の提供をいいます。

- ケータリング等（相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの）は外食として取り扱われます。
- 有料老人ホーム等で行う飲食料品の提供や学校給食は軽減税率の対象となります。ただし保育園の給食は軽減税率の対象にはなりません。
- 飲食店営業等の事業を営む者が行うテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象となります。

#### 2. 新聞

新聞とは一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

### ■ 帳簿および請求書等の記載と保存

現在は、消費税申告書において、仕入税額控除の適用を受けるための要件として、帳簿および請求書等を保存することが要求されております。軽減税率制度実施後は、帳簿および請求書等に次の記載をする必要があります。

- （帳簿）軽減税率の対象品目である旨  
（請求書等）①軽減税率の対象品目である旨  
②税率ごとに合計した対価の額（税込み）

この請求書等を区分記載請求書等といいます。

なお請求書等の①および②の記載内容に不備・不足があった場合には、請求書の交付を受けた購入者よる訂正・追記ができます。

軽減税率の対象品目の売上げのある課税事業者は区分記載請求書等を交付する必要がありますし、免税事業者であっても対象品目の売上があれば売上相手先から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。

### ■ 税額の計算について

消費税納税額の計算は売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなります。

ただし売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者）は、従来からの「簡易課税制度」のほか、あらたに経過措置として売上に係る消費税額や仕入に係る消費税額をもとに税額計算を行う「売上税額又は仕入税額の計算の特例」の適用を受けることができます。これらの特例は課税期間ごとに選択できますが、簡易課税制度を適用している場合には簡易課税適用とりやめの届け出をしないと適用できないものあり、有利不利を事前に検討する必要があります。

なお簡易課税の適用を受ける場合には、特例として2019年10月1日から2020年9月30日までの日を含む課税期間中に適用の届出をすればその期間から適用を受けられるようになります。

### ■ 補助金制度について

今回の税制改正により事業者は複数税率対応のレジの導入や、受発注システム変更の必要性もあるため、中小企業庁所轄の軽減税率対策補助金事務局では、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。  
【専用ダイヤル】0570-081-222（平日9:00～17:00）